

令和5年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回） 会議録

1. 会議名称 令和5年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和5年8月16日（木）午前9時26分～午前11時12分
4. 開催場所 三茶しゃれなあどホール集会室（オリオン）
5. 出席者
 - ・委員
中川会長、永山副会長、河原委員、兒玉委員、竹内委員、中村委員、長谷川委員、三浦委員、望月委員
 - ・事務局
中村副区長
工藤財務部長、大谷経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 - 開会
 - 1. 委員の委嘱
 - 2. 委員の自己紹介、事務局の紹介
 - 3. 会長及び副会長の選出
 - 4. 審議
 - 5. その他
 - 閉会

令和5年8月16日

世田谷区公契約適正化委員会（第1回）

午前 9 時 26 分開会

○事務局 それでは、令和 5 年度第 1 回公契約適正化委員会を開会いたします。

本来、委員会の議事は会長に進行していただくところなんですけれども、本日は委員の改選後最初の委員会となりますので、会長が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

お手元に本日の次第、委員名簿などの資料を配付してございます。なお、配付資料の確認は、審議に入る際に改めて行わせていただきます。

初めに、本日、区から〇〇副区長が出席しておりますので、委員の委嘱に先立ちまして、副区長から御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○副区長 おはようございます。世田谷区副区長の〇〇です。お世話になって

います。
本日は、今、司会からお話がありましたとおり、第 5 期の初めての世田谷区公契約適正化委員会ということで、皆様、委員を御快諾いただきまして、本当にありがとうございます。また、本日、お忙しいところ、暑い中、お時間をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

区では、昨年度、皆様に御議論いただきました委託契約における変動型最低制限価格制度と工事契約における施工条件確認の新たな取組について、この 4 月から既に実施をしているところです。また、今年度の労働報酬下限額は、昨年の 11 月に頂きました意見書の御提言を踏まえまして引き上げて、1 時間当たり 1230 円としております。大きくポスターもつくって、本庁舎の工事中の壁に貼って周知を図っているところです。

これまでも下限額については一定の引上げを行ってきておりまして、これも委員の皆様の御議論のおかげと思っております。区内の優秀な人材の確保、また、地域経済の活性化という観点からも、ぜひ今後も公契約条例の理念をさらに推し進めるため、引き続き慎重な御議論をお願いできればと思っております。

また、世田谷区の公契約条例は今年度で 9 年目を迎えております。これまでも委員の皆様には、公契約条例の在り方について様々な御意見をいただきながらやってきました。区としても条例の実効性をさらに高めるために、着実に取組を進めたいと思っております。

今回、第 5 期に当たりましては、区長からの諮問という形は取りませんが、前期からの引き続きの審議事項について、さらに幅広い見地から御議論いただきたいと思っております。それぞれの専門の分野から活発で忌憚のない御意見、御提案をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、順次進めさせていただきたいと思います。

ただいま副区長からの御挨拶にもございましたように、世田谷区公契約条例

は、労働者の適正な労働条件の確保や事業者の経営環境の改善などを目的に平成27年4月に施行され、今年で9年目となりました。また、本委員会におきましては、この条例の運用や必要となる施策などについて御審議をいただいております。この6月からの委員会は第5期となります。皆様におかれましては、お忙しいところ、本委員会の委員をお引き受けいただきましたこと、事務局からも重ねてお礼を申し上げます。

では、第5期公契約適正化委員会委員の委嘱を行います。略式となりますが、委嘱状は机上配付とさせていただきたいと存じます。

恐縮ではございますけれども、お名前を順番に呼び上げさせていただきますので、順次、その場でお立ちいただきますようお願いいたします。

本日、〇〇委員が欠席しております。

皆様、ありがとうございます。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

また、世田谷区公契約条例第7条第2項により、労働報酬専門部会につきましては、「委員のうち、学識経験者並びに事業者及び労働団体の代表者から区長が指名した者をもって組織する。」こととなっております。

今期の当部会の指名につきましては、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の学識経験者2名、事業者代表2名、労働団体代表2名の構成による以上の6名に部会員をお願いしたいと思います。

なお、事業者代表の〇〇委員におかれましては、〇〇委員との交代制で、1年目を〇〇委員に、2年目を〇〇委員に部会員をお願いすることとしております。

加えて、前期からの引き続きの議題であります労働報酬下限額の議論をさらに深めていく必要があることや、入札制度をはじめとした各取組の手法や検証などについて御審議いただくに当たって、委員会及び部会での議論を一体的に進めていただく必要があると考えております。このため、部会における審議状況を委員会とより迅速かつ正確に共有し、多角的な視点から御審議いただくという観点から、前期に引き続きまして、部会員以外の公契約適正化委員会の委員の皆様にも関係人という形で部会への御出席をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。〇〇委員から時計回りの順で一言ずつお願いいたします。

[各委員自己紹介]

[職員紹介]

それでは次に、次第3の会長及び副会長の選出でございます。

世田谷区公契約条例施行規則第8条によりまして、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定めるとされております。

まず、会長の選出を行いたいと思います。委員の互選ということでございますけれども、皆様、いかがでございましょうか。

○委員 昨年どおり。

○事務局 中川委員ということですかね。

○委員 はい。

○事務局 それでは、中川委員にとの御推薦の声をいただきましたけれども、皆様もよろしければいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。それでは、会長を中川委員にお願い申し上げます。

会長、会長席へ移動していただければと思います。

それでは、ここからの議事は会長に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 会長にという御推薦を受けました。この第5期、皆様の御協力の下、進めさせていただきたいと思います。

部会長には労働報酬下限額もいろいろと御議論いただいて、聞くところによると、今年度、ある区では約200円アップさせたという話も伺っています。ある意味では世田谷あたりの動きに刺激されて、ほかのところもいろいろと動き始めていると感じております。

そういう話は別としまして、議事を進行させていただきます。

先ほどもございましたが、副会長の選出です。副会長も委員の互選ということですが、皆様いかがでしょうか。特になければ、私に一任でもよろしいでしょうか。

(「会長一任」の声あり)

○会長 会長一任という声が聞こえてきましたので、私の考えといたしましては、この前と同じく永山委員に引き続き副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、副会長を永山委員にお願い申し上げます。

○副会長 よろしく申し上げます。

○会長

引き続きまして、ただいま選出いただきました会長、副会長の双方に事故等

がある場合は、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理すると世田谷区公契約条例施行規則第8条第4項に規定されております。

私としましては、〇〇委員に職務代理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。なお、〇〇委員からは、職務代理につきまして、前期同様に引き受けていただくことはどうでしょうかと御意向を伺っておりますが、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 それでは、職務代理につきましては、〇〇委員をお願いしたいと思います。決して欠席裁判ではございませんので、御了解を得ておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

これで委員会が立ち上がったということで、審議に入りたいと思います。

なお、本日は、この後、労働報酬専門部会の開催が11時頃からとなる予定ですので、公契約適正化委員会は1時間ちょっとということで進めたいと思います。限られた時間でございますが、皆様にも効率的な審議に御協力いただければ幸いです。

それでは、先ほどもありましたけれども、事務局より資料の確認をお願いいたします。

[事務局 配布資料の確認]

○会長 それでは、審議に入ります。

(1)審議日程等です。今年度のスケジュールについて事務局から御説明願います。

○事務局 それでは、資料2について私のほうから御説明をさせていただければと思います。

公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会のスケジュールでございます。公契約適正化委員会、労働報酬専門部会が一番左側の列、区の動き、予算編成スケジュール等が真ん中の列、国・都の動き、その他が右側の列にございます。

今日、8月16日が公契約適正化委員会、労働報酬専門部会の第1回となっております。

この後の流れなんですけれども、現在、区では、予算見積り、予算要求作業の事前の段階に入っております。9月に各部予算見積り、10月に予算編成作業が始まります。それと並行しまして、10月、11月で本適正化委員会、専門部会を開催させていただきまして、令和6年度の下限額への意見を頂戴できればと思います。御意見をいただきまして、区では、12月に令和6年度の下限額を決定し、区議会常任委員会への下限額の御報告、告示、12月に当初予算に反映していくという形になります。1月、2月に第3回の委員会の開催を予定しております。

なお、国・都の動きとございますけれども、6月に厚労省で地方最低賃金の諮問が行われまして、東京の地方でも今議論が行われております。また、公務員賃金、公務員の給料は、8月に人事院勧告がありまして、特別区に関しては10月に勧告がございますので、そちらの状況も反映をしていければと思います。

スケジュールに関しては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの審議の流れにつきまして、皆様よろしいでしょうか。次回は10月下旬もしくは11月上旬ぐらいを予定しているところです。

それでは、ただいま御説明があった日程に沿って審議を進めてまいりたいと思います。

次に、(2)公契約条例に係る取組みの実施状況について、事務局から報告並びに資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、審議の(2)公契約条例に係る取組みの実施状況についてを御報告いたします。

資料といたしましては、資料3-1から3-4までをまとめて御説明させていただきます。

最初に、資料3-1、世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施状況についてでございます。

1、主旨を御覧ください。令和3年2月の適正化委員会からの答申や区の公契約の現況等を踏まえて、公契約条例の趣旨を入札制度に具体的に反映させ、品質と価格のバランスを競う入札を目指す総合評価方式入札を導入して、昨年度、令和4年度から試行として実施しているところです。昨年9月末時点での実施状況を基に制度検証を行い、事業者様の取組意欲の向上に寄与することが一定程度確認できまして、直ちに見直すべき点は見受けられなかったものの、試行実施規模は十分ではないことから、年間発注件数の二、三割程度に規模を拡大して試行実施を継続しているところでございます。この制度について、本年秋に実施する検証に向けて、現時点での試行実施状況を御報告するものです。

2、試行実施状況を御覧ください。表が2つございます。上の表が前年度、令和4年度、下の表が7月31日時点の令和5年度の状況です。この資料には点数等が具体的に書いていませんけれども、総合評価方式は全体で100点満点の入札方式でございます。価格を評価する点、価格点が50点、そのほかの点が50点となっておりまして、そのほかの点の50点のうち、施工能力が20点、地域貢献評価が15点、公契約が15点という配分での入札となっております。

それを踏まえて、令和4年度の落札者の得点状況と令和5年度を比べますと、まず、実施件数は、令和4年度が21件、今年度は41件ございます。

落札者の得点状況ですけれども、価格点が1位かつその他1位は、令和4年

度は10件、令和5年度は21件になっております。この比率は全体の50%程度ということで変わりはありません。価格点2位以下は、令和4年度は7件、令和5年度は4件、割合は、令和4年度は約3割ぐらいだったのが、今年度は約10%と少し差がある状況でございます。価格点1位かつその他2位以下は、令和4年度は10%、今年度は21%となっております。

なお、不調件数ですけれども、今年度は前年度より若干多く、低入札価格調査になった案件は1件ございます。

詳細な検証を今後行ってまいりますけれども、価格点2位以下での落札もあることから、必ずしも価格だけでは優位はないということで、その他の点についても落札者の決定に影響して、品質、価格のバランスを基礎に入札が実施されている傾向が読み取れます。今後の検証では、令和5年度に関しては7月31日時点ですので、この実施状況をより直近のものまで反映して、次年度に扱う案件の規模、件数の割合などを整理したいと考えてございます。

3の今後のスケジュール（予定）ですが、令和5年10月頃、第2回入札監視委員会、公契約適正化委員会で御審議をいただき、11月には区議会の常任委員会にも御報告してまいります。

続いて、資料3-2を御覧ください。こちらは今申し上げた試行実施状況の内訳を表に落としたものでございます。令和4年度の総合評価方式の試行実施状況をまとめてございます。

見方ですけれども、真ん中に「価格以外の評価（落札者）」という枠がありますけれども、これがその他の点で、実際についた点が「評価点50点満点」で、これが実際に獲得した点数で、その順位が右側に書いてございます。

右に移りまして、「価格評価（落札者）」が価格点です。

全部、表に落としてございますので、詳細は後ほど御確認いただければと思います。

続いて、資料3-3を御覧ください。総合評価方式の試行実施状況（令和5年度）でございます。こちらも同様に、令和5年度の7月31日まででまとめたものでございます。価格以外の評価と価格評価、それぞれ評価点と順位を記載しています。このような状況で現在進行しています。11月の評価の際には、こちらの中身をさらに詳細に検討して、来年度の実施規模であったり目安等を報告できればと考えてございます。

工事の総合評価方式に関しては以上でございます。

続きまして、資料3-4、委託契約における変動型最低制限価格制度の実施状況についてを御覧ください。

まず、1、主旨は、令和3年10月に1円入札が行われたことから、同年12月に公契約適正化委員会から御提言をいただきまして、多種多様な委託契約の中

で、過度な低価格入札を抑止し、効果的なダンピング対策を実現できるよう、令和5年度より変動型最低制限価格制度を導入し、それぞれの案件ごとに、開札後、実際に応札のあった入札額に基づき、最低制限価格を設定しているところでございます。本年秋に実施する検証に向けて、現時点での実施状況をまとめているものでございます。

2の実施状況の表を御覧ください。業務種別は、入札実績のないものも含めて記載をしております。今年度、既に実績があったのは8業種でして、見方としては、1行目の実施件数は40件、その右側、最低制限価格未満入札発生件数とあるんですが、そのうち2件、最低制限価格未満で札が入ったものということで記載をしております。

最低制限価格未満の入札が発生した割合が最も多い業種は情報処理業務で、こちらは分母が6と限られているところもございしますが、33%、最も少ないものは建物清掃の5%で、最低制限価格の入札が発生しているという意味で、明らかなダンピングや、明らかな低価格には一定程度の効果があると読み取れる表となっております。

3、今後のスケジュールですが、詳細な検証結果を10月の入札監視委員会、公契約適正化委員会で御審議いただきまして、11月の企画総務常任委員会で御報告をさせていただければと思います。

御説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

この件に関しまして、皆様から御意見または確認したことなどを伺いたいと思いますが、ただいま説明がございましたように、検証結果については、次の第2回の委員会で御報告があります。本日は今日までの状況についての報告です。委託に関しましては、今年度から開始ということですので、今年度の7月末時点までの状況がこうなっていますというところです。工事に関する総合評価方式、委託に対する変動型最低制限価格制度の両者の検証を行っていただいております。御質問、御意見とともに、皆様方から検証に当たっての着眼点とございますか、こういった点に少し目を向けてほしいとか、そういう意見も含めましてお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 建設の総合評価の中で、公契約評価点で公契約の労働報酬下限額を守りますという項目があって、守りますが加点ゼロで、守らないはマイナス点だと思います。たしかそこの条項で、工事が終わった後にちゃんと守られているかを確認するという形になっていたかと思いますが、その辺の検証はどのような形でされているか、もし分かれば教えてください。

○事務局 工事が終わった後に分かる資料を各事業者さんから御提出いただき

まして確認しております。現在のところ、確認の結果、労働報酬下限額を下回るといった事例は確認されていない状況です。

○委員 ちなみに、下限額の確認は、請け負った元請さんの賃金台帳と、下請さんとか、どのあたりまで対象にされているんですか。

○事務局 労働報酬下限額の項目につきましては、入札時に該当するであろう業種を事前に申請していただいています、その業種ごとに最低の賃金の方の賃金台帳の写しを御提出いただいているという形になります。その際の最低というのは、下請事業者を含めて最も低い方とお願いしているところでございます。

以上です。

○副会長 建設工事に関してなんですけれども、不調件数が5年度で7件に増えていますが、資料が何もないので分からないんですが、やはり価格の高騰だとか、そういう要因が背景にあるのかなと思いますけれども、この増加要因はどんなふうの評価されておるのでしょうか。

○事務局 今年度の不調件数は、辞退の場合は辞退理由がこちらでも見られるのですが、辞退の方に関しては、技術者の配置が困難であるとおっしゃっている事業者さんが多かったという印象がございます。その他辞退理由の記載がない場合もありますが、価格が合わないというケースもあるかと思えます。そのため、価格部分と技術者の配置と両方の要因があると今の時点では見えています。

○副会長 価格の中でも公契約条例に関連しますと、物件関係と並んで、人件費にある程度注目しておく必要があると思うんですけれども、人件費が高過ぎて、工事の受注ができないという状況になっているのかどうかは分かりませんか。

○事務局 直接、人件費という表現をされていらっしゃるところはなかったです。価格という表現でまとまって記載がありました。ここから先は推測ですけれども、人件費、資材、合わせての価格という意味で今の時点では認識をしています。

以上です。

○副会長 あと、大阪の万博のざっとした事例しか分からないんですけれども、人手が確保できないのではというのは、価格の問題とは異質だと思うんですけれども、その辺の状況は何か事業者からの意見はございますでしょうか。人手がなくて実施できないという声はありますか。

○事務局 実際、人手というところまで詳しくは書いていらっしゃるんですけども、先ほどのお話とかぶりますけれども、技術者の配置が困難という言い方をされていらっしゃいます。実際に作業に当たられる方の確保が難しいというところまではおっしゃっていませんけれども、人材という意味では非常に

厳しい状況であるという声はこちらにも入っています。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。

○委員 今の〇〇先生のお話なんですけれども、私、事業者から言わせると、タイミングがちょっと遅かったかなと思うんです。世田谷区の非常にいい建設工事総合評価方式の試行実施のタイミングがもう少し早い時期でやってくれれば、我々も疲弊していないうちに人をつくることができたと思うんです。ただ、すり減ってしまっており、次の世代をつくるのが今できていない部分があると思いますので、技術者の配置が難しいという理由が1つあると思います。

それと、価格はもちろん高止まっているので、なかなか難しい。生コンの価格等もどんどん上がってきているということで、価格の面があるにもかかわらず、公共事業の積算の時期が、これはいつの単価を使っているのかと疑問に思うときがあるので、そもそもそういうところもあるのではないかなと私の推測です。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

総合評価方式に対しての体制というのは、もう少し時間があればできるという理解でよろしいですか。

○委員 頑張りたいなと思っています。

○会長 よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○副会長 では、あともう一つ。低入札価格調査の実施件数が1件とありますが、資料3-3のどの案件かというのは分かりますでしょうか。

○事務局 資料3-3、今年度に入ってでして、裏面、下から5つ目の37番、一般塗装工事①です。

○副会長 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

工事に関する総合評価については、令和4年度に比べて令和5年度は相対的に、価格点2位以下の落札が若干少なくなっているということはあるかと思いますが、価格点以外の施工能力であるとか地域貢献も50点満点ですけれども、そこら辺の評価点の与え方が果たして妥当なのかどうなのかということも今後出てくるかと思っています。今回の検証では、そこまではいかないかもしれませんが、将来的には、そういったこともおいおい検討していく必要があるのかなと思っています。

また、委託のところ、今年度初めてということで、最低制限価格未満の入札が121件の案件の中で17件発生したと。何事業者かは入札の数とは少し違っ

てくるかと思いますが、約14%はそれなりにあったと見るのか、こんなものなのかなと見るのか。逆に言うと、委託契約における変動型最低制限価格制度のPRが十分じゃなかったから、事業者もそれほど注意していなくてこうなったのかと見るのか、様々な見方があるかと思いますが。周知が広まっていけば、もう少し減ってくるものなのかもしれませんけれども、第2回の委員会に向けて検証を進めていく上で、何かこういった点に着目してもらいたいということがもし本日ございませば、少し御意見を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

〇〇〇副会長 2021年度の会計検査院の検査報告を拝見しますと、特に委託関係の中での情報処理に関する検査結果が、コロナ関係の事業がたくさんございましたので、短期で集中的にやらなきゃならないという特殊な事情があったにせよ、会計検査院の報告は非常に厳しいものがございます。とりわけ情報処理に関しましては、例えば持続化給付金の給付事業になりますと、元請から末端の下請まで、9次下請になっていると。50%以上下請に任せるという契約方式はかなり問題だという指摘があったり、それから、中抜きと見られるような行為に関する説明資料が非常に少ないという指摘もしておりまして、そのほか、下請を選定するに当たっての事務上の証拠を見つけることが非常に難しいケースが多いとか、様々な指摘がございます。

情報処理に関する公契約の額が今後増える可能性もあるかもしれませんが、そういう意味では、今回の低入札の発生件数は、率で6件に対して2件ですから、多いか少ないかはなかなか評価が難しいと思うんですけども、建物清掃に比べてかなり高い率になっていますので、こうしたところに少し注意を向ける必要があるのかなと感じます。現場で見ている、そういうことがあるかどうか、感想で結構ですので、教えていただければと思います。

○事務局 まず、情報処理全般なんですけれども、御指摘のコロナの時代は特にそうだったと思うんですが、情報処理系のいわゆるパンチのものは——通常の業務の再委託は、人が入ってきて、再委託の方が入ってくるという作業なので、基本的には1次下請までしかないと思うんです。情報処理ですと、様々な業務を一気にこなさなければいけないので、特にコロナの時期ですと、デジタルな環境であれば、幾らでもいろんな先にいろんな形で出すことができるという状況もあって、もともとパンチ業務に関しては、様々な委託があったという認識がございます。

この6件は実際にどのぐらいの規模かというのは確認をしてみないと分からないんですけども、もともと区としても、過度な再委託は契約の適正上望ましくないと言っていますので、情報処理の中でどんなことが行われているかというのは、検証の中でも進めていきたいと考えています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにこういった点に着眼したらどうかということはございますでしょうか。

建物清掃は5%ぐらい、2件ですが、建物に限らず、委託全般について、○委員、何かございますか。

○委員 変動型の最低制限価格制度は、いろいろと考えて設けた制度だなと思っております。先ほど会長からお話がありましたけれども、最低制限価格未満の入札発生件数は結構多いわけですが、これは委託業務に関しても、人材不足、労働者の確保が難しい中で、最低制限価格の制度の中においても発生件数が多く見られたのはどういうことかというのは、私も内容は詳しくは分かりませんが、調べる余地があるのかなと思っております。

変動型の最低制限価格は、実際に応札があった入札額に基づいて設定しているわけですが、極端な価格で入札するというのはほとんどないと思うんです。1円入札は別の思惑があって1円入札をやっているのは分かるわけですが、清掃とか管理業務に関しては、1円入札はあり得ないわけです。その中で、最低賃金を下回るんじゃないかという微妙な価格が最低制限価格をクリアしている場合がちょっと見られるんじゃないかなと感じています。設定の仕方を工夫すると、もっといいのかなと感じております。

○事務局 ありがとうございます。これは委託なんですよ。委託というのは、価格があってないような部分もある。要するに、空いている人員であれば、遊ばせておくよりも仕事を受注すれば少しでも得になるという意味において、部材費等を絶対的に必要とするものに比べると、上げ下げの幅はある。でも、それでダンピングとまでは言わないけれども、ダンピングに近い事業者が仕事を全部持っていけば、どんどん首を絞めるわけです。そういう危険があるということで、今回、委託契約における制度については、相場というものが世の中にはあるのではないかという考え方が底辺にあります。

ところが、委託というのは、業態が非常に多岐にわたっており、これが正しい筋ですと決めづらいんです。建設工事のほうはある程度積算基準があるからいいんですけれども、委託においては、まさにいろんな業務があるものですから。その相場を事業者自らに聞いてみようというのが積算の根底にある考え方です。それでもこれだけ著しく安い——14%もいらっしゃるんです。相当無理して、あるいは、空いている人員だから、遊ばせておくよりはということで、入札に参加している。そういったことは全体として長い目で見ると不健全だろうと。先ほど来、お話があったように、人を育てていく、仕組みを育てていくといったときに、マイナスの要素しかない判断して、この制度を入れているんです。

そのさじ加減に関しては今、御指摘があったように、ありていに言えば、もうちょっと上げてもいいのではないか、ダンピングをもうちょっと厳しく見ていいのではないかという御指摘もあったようですけれども、そのさじ加減の部分があるので、そこは今後研究していかなければいけないと思っています。

あと、冒頭、会長から、周知が進むことによって、この割合は下がってくるのではないかというお話がありましたが、それが事務局としても望ましいことだと思っています。同時に、正直、14%という数字自体は、事務局としては驚いています。1円入札に端を発してスタートした仕組みですけれども、ここまで蔓延していたのかと。確かに委託に関しては、予定している区側の予算の枠と実際にかかる費用に結構乖離があるという認識はありましたが、今回の結果を見ると建設工事総合評価方式と比べても、制度が機能した件数の割合が多く、ここまで最低制限価格未満の応札があるとなると、これはやっぱりやってよかったと思います。ですから、この仕組みをしっかりと育てなければいけないということと、この制度自体、ほかの自治体でももっとやってほしいと思っています。基本的な考え方や理念を共有して、ぜひ皆様方もほかの自治体に対して情報発信していただいて、これがある種の常識になっていくことを期待しております。区としては金額が安いだけでなく、きちんと内容の伴った委託を望んでいるということをしっかり発信していただきたいなと思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。今、部長からお話があったのも1つですし、それから、先ほど〇〇委員からは、労働者が不足している中において、果たして適正に賃金が払われているのか、もしくは、労働者はいるけれども、仕事がなく遊ばせておくよりは、何らかで仕事を取っておこうということも、両面みたいなのがあると。そのあたりも少しは気にかけて見ていただければありがたいという御趣旨かと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この検証作業は、事務局では今後も引き続き次の委員会に向けて行っていきますので、それまでの間、こんな点に着目すべきということがあれば、事務局に御連絡いただければありがたいです。

○委員 話が元に戻ってしまって申し訳ないんですけれども、資料3-2、3-3もそうかも分からないんですけれども、これにぜひランクを入れていただけたらと思いました。Aなのか、Bなのか、Cなのかというランクを入れていただくと、不調がどのあたりに多く発生しているのかということが分かるのかなと思ったので、ぜひお願いします。

以上です。

○会長 その資料を次の委員会でよろしいですね。

○委員 はい。

○会長 それでは、次の議題に入りたいと思います。

次に、先ほどもちょっと話の中で出てきましたが、(3)スライド条項に係る下請事業者対応について、事務局からよろしくお願いします。

○事務局 それでは、資料4を御覧ください。スライド条項の運用に係る事業者への下請契約金額の見直し等の協力依頼についてとタイトルをつけてございます。昨年度の当委員会でも御質疑がございましたが、その内容を踏まえての提案でございます。

1、主旨です。工事請負契約における物価・賃金水準の上昇等を要因とした契約金額の変更に関する工事請負契約約款の条項の運用に際して、その効果が下請事業者との適正な契約金額の見直し及び技能労働者の賃金水準の引上げ等に及ぶよう、事業者の皆様に対して協力を求めるものです。

2、対象とするスライド条項は、左側の全体スライドと右側のインフレスライドの2つでございます。

全体スライドの概要ですけれども、契約締結12か月を経過後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により契約金額が不相当となったときに適用できる条項です。対象工事としては、工期が12か月を超える工事、ただし、基準日以降、残工期が2か月以上ある工事でございます。

右側のインフレスライドは、契約締結12か月の縛りはなく、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときに適用できる条項です。対象は、全ての工事、ただし、基準日以降、残工期が2か月以上あり、賃金水準の変更のあった時期を工期内に含む工事でございます。

これらの2つのスライド条項を実際に下請契約にどう反映していくかということで、3の内容で3点記載してございます。(1)区より、全体・インフレスライド条項の趣旨を踏まえた下請契約の見直し等の協力について制度案内文等において周知、(2)事業者が区へ提出する契約金額の変更請求書に、下請契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準引上げ等への対応をする旨を記載、(3)事業者が区へ提出する契約金額の変更承諾書に、下請契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準引上げ等への対応をする旨を記載します。

ほかの自治体の事例を見ますと、周知を行っている自治体が上記(1)の取り組みで、千代田区から八王子市までの自治体、(1)、(2)を併せて行っているものが、目黒区、練馬区、港区、(1)から(3)まで全てやっているのが静岡県藤枝市ということで、区では、この3つを同時にやろうと考えてございます。

具体的には、資料4別紙を御覧いただければと思いますけれども、こちらが請求で頂くときの請求書の変更案です。

上から2段落目、「なお、契約金額の増額がなされた場合は、下請契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準引上げ等に適切に対応します」と請求書の中にあらかじめ印字をしておき、事業者の方にはそのことを御理解いただければと思います。

裏面です。請求のときに、実際、承諾書を頂くんですけども、2段落目、「なお、契約金額の増額については、下請契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準引上げ等に適切に対応します」ということで、それぞれ請求時、承諾時に御理解をいただければというものでございます。

この取組を本年度から進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○会長 今、事務局からございました。スライド条項の適用で、下請の労働者の賃金にもそれが及んでいくように周知をしていきたいと思いますとともに、別紙にありますように、請求書並びに承諾書で下線が引いてあるところは、この文言がなかったけれども入れて、より明確にしていこうという内容です。この点につきまして、御質問、御意見等はいかがでしょうか。

○委員 アンダーラインが引いてある「適切に対応します」を入れるのは、前進ではあるんですけども、実際にしたかどうかというチェックをしないと、あまり意味がないと思います。例えば下請金額が幾らから幾らになりましたとか、そういう実際のチェックをしないと、ただやっている感を出すだけで終わってしまうというのは残念なことになるんじゃないのかなと思うんですけども、実際のチェックについてはどうお考えなのかお聞きしたいです。

○事務局 まず、スライドの対応を促すというのが今回の対応の一步だと思っています。実際、どこまでやっていच्छるかという話に関して、元請さんの実際の状況をヒアリングなどをさせていただいた上で、正直、元請さんがどれぐらい対応できるかということもありますので、そのヒアリングの内容を踏まえて、どのような形で実効性を高めていくかというのは、その先の検討であったりとか、さらに深めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○副会長 実際に現場を見る機会がほとんどないので、当て推量になるかもしれませんが、元請さんと1次下請ぐらいまではスライド条項を適用する労働者を把握することは可能かと思っておりますけれども、2次、3次ぐらいになってまいりましたり、あるいは一人親方になりますと、過去に遡って、何日、どこで働いたかという記録みたいなものはどういうふうな形で処理可能なんでしょうか。手続的には、これまでの現場調査を幾つか見ますと、就労の記録自体、かなり曖昧になってくるところが出てきますので、入場の記録や就労実態がどこまで残っていて、それに準じて割増しのスライドした分を支払う実務が可能

かというのを考えると、スライドが及ぶ範囲がかなり限定されやしないかなという危惧を持つんですけれども、その辺はどう見たらよろしいでしょうか。

○事務局 ただいまいただいた2件の御質問は共通するところがあると思っていまして、どこまで徹底できるのかということになるかと思っています。特にこの件は人件費だけじゃないんです。人件費自体は、今、〇〇先生の御指摘があったとおりです。

では、部材のほうはどうかといたら、例えば建築工事部材で鉄骨の一部特殊鋼材を加工して造るみたいなきに、その鋼材を下ろしたときの原価はこのうちの何%と計算できますかという現実的課題があります。とはいえ、そこに対して何にもやらなくていいのか、条例の趣旨があるだろうという2つの相反する観点があります。そのため、まず今回は、この文言の中でその趣旨自体を浸透させる。元請に出したお金の性質を理解し、下請業者まで適切に届くようにするというをお互いに誓約することが基本になっていく。

もちろん、これをやっていく中で、今後改善すべき点が出てくるようであれば、そこについて手を入れていくのは当然やっていききたいと思うんですが、やはり完璧がなかなか難しい項目であるということは御理解いただきたいというのが正直なところですよ。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

まずはこれでスタートして、実態と乖離があまりにも激しく出るような事柄が分かってきた場合は対処し、そのときのやり方は今後さらに検討をしていきましょう。単に周知するだけではなくて、確認書であるとか承諾書であるとかでもちゃんと確認して周知徹底を図るとというのがまず最初のスタートということで、この結果、どうなるかというのは今後の動向ですけれども、やらないよりはやっていったほうがいいと思いますので、これでまずは進めていくということでいかがでしょうか。

○事務局 1点補強します。要するに、もともとスライド条項というものの自体が一定の条件の場合のみ適用するというある種の割り切りがあります。条件に合致せず、適用ができない部分も実はあるんです。でも、それは受忍限度の範囲ということで、国の制度設計がそうなっているわけです。だから、完璧は実はもともと難しいです。

では、逆説的に考えるとどういふことがあるかということ、元請業者が末端の事業者までしっかり責任を持ち、末端の事業者から不平不満が出ないように調整していただきたいということ、さらに、公金で事業が行われているという趣旨を踏まえて、皆さんが納得いただくような調整をしてくださいということになるのかと思います。

○会長 よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

それでは次に、(4)建設工事総合評価方式入札における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス評価について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料5について御説明をさせていただきます。

1の現状ですけれども、総合評価方式入札は令和4年度から試行開始していますが、現時点までの実施分で公契約評価点の男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス評価の対象となっている認定で申告を行った入札参加者はいらっしゃらないという状況です。それぞれの評価の概要は表に記載のとおりで、くるみん認定、えるぼし認定、東京ライフ・ワーク・バランス認定と国と都の認定を記載していますが、それを実際に取って入札に応札する会社さんがいない状況です。

それぞれ認定の特徴を書いていますけれども、くるみん認定は厚生労働省が実施主体なんですけど、次世代育成支援対策推進法での行動計画の策定、届出で、さらに子育てサポート企業としての認定が必要。えるぼし認定に関しても、女性活躍推進法という別の法律で行動計画の策定、届出を行い、企業としての認定が必要です。東京ライフ・ワーク・バランスは、計画はないんですけれども、東京都での認定が必要という状況です。

それぞれ認定の難易度であったり、認定取得へ向けた着手から認定までの理由からして、それぞれエントリーが難しい理由を分析したところですが、くるみん認定と四角で囲んでいるところに1つ理由を書いていますけど、一般事業主行動計画の期間が2年以上5年以下であることが必須となっています。令和4年度から2年経過することが必要になりますので、そうすると、現時点で認定を取る事業者さんはいらっしゃらないという状況です。

もう一つ、くるみん認定、えるぼし認定で共通なんですけれども、一般事業主行動計画を策定した上で認定が必要という仕組みになっています。常時雇用する労働者数が101人以上の企業に関しては、策定と届出、公表、周知が義務であります。100人以下に関しては努力義務となっています。区との工事契約事業者の数を実際調べると、8割超が100人以下の事業者さんで、総合評価方式開始時に既にこの計画の策定を行う事業者は多くないという状況です。

東京ライフ・ワーク・バランスに関しては、認定の申請が毎年4月から2か月間に限定されていて、過去2年度分の取組実績が必要という状況です。

我々はくるみん認定とえるぼし認定の仕組みに着目しまして、裏面のとおりに、見直しの方向性を記載させていただいています。まず、くるみん認定とえるぼし認定の申請の前提となっている一般事業主行動計画の策定、届出、公表、周知は、法律上、常時雇用する労働者数101人以上の企業の義務となっており、100人以下の企業は努力義務となっている状況です。このことから、常時雇用する労働者数が100人以下の企業に関しては、認定が掲げる理念の実現に向けた取

組を評価することとしたい。つまり、計画を策定し、それを都道府県労働局へ届け出たことを新たに評価の対象としたいと考えてございます。区と工事請負契約を結ぶ企業の8割超は常時雇用する労働者数が100人以下の企業でありますので、これにより、入札参加者による男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス評価の申告の増加を見込むものでございます。なお、常時雇用する労働者数が101人以上の企業に関しては、同計画の届出だけで評価対象とせず、認定の取得を評価したいと考えています。

表にそれぞれ見直しの内容を記載していきまして、東京ライフ・ワーク・バランスに関しては現状どおりでございます。えるぼし認定に関しては、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出は、常時雇用労働者数が100人以下の企業のみを評価します。または、えるぼし認定そのものを評価します。くるみん認定も同様に、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の届出は、常時雇用労働者数100人以下の企業のみを評価とし、くるみん認定も見直し案を進めていきたいと思っています。

他の自治体の総合評価方式での届出の評価ですけれども、一般事業主行動計画の届出を評価するところが、都道府県ですと大分県、秋田県、政令市も含めた市町村は広島市、大阪府豊中市、千葉県佐倉市などでも実施しています。これらの状況も踏まえて、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの評価でエントリーをいただく事業者さんを増やしていきたいというのが今回の見直し案でございます。

なお、今回は方向性ですので、実際に加点の内容をどうするかというのは、次回の委員会で方向性をお認めいただけましたら、点数を実際に御相談、御報告したいと考えてございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの評価については、これまで認定を1つの要件としていたけれども、世田谷の場合は、100人以下の事業所が非常に多い。それは法律的には努力義務となっているけれども、取りあえずは認定ではなくて届出という行為を評価してはどうだろうかということかと思えます。この点につきまして、御質問、御意見はいかがでしょうか。

○事務局 1点補足をさせていただきます。1つ大事なことは、この入札制度は仮にも公金を使って、区の契約の相手方を決めるという行為ですから、一旦始めた制度を頻繁に変えるものではないです。というのは、そのためにそれぞれの事業者の皆さんは努力しているわけです。それで毎年、制度がどんどん変わってってしまうということは、本質的には望ましくないことだと思っています。

では、今回はなぜこういう形を事務局が提案しているのかというと、この評価項目ではどの事業者の方からもまだ手が挙がっていないからです。それによって、変更してもある種の公正性がある。しかも、方向性が変わるわけではなく、加点に向けて努力しやすい段階性を導入するものであり、趣旨を変えるものではないということです。そういう意味において、今後とも、どんどんルールを変えていくということでは全くないということだけ御理解いただきたいと思います。1回スタートしたものは一定程度の評価が出るまでは大きくは変えないという基本があつての話ということで補足させていただきます。

以上です。

○会長 今、部長から御説明があつたとおりです。いかがでしょうか。

○委員 認定は難しいと私も思っていたので、届出を出すだけでいいのであれば、これはやってみないと分からないんですけれども、まずトライしてみて、届出が受理されるようであればいいなと思います。ただ、やってみて、不都合や不具合があるのであれば変えていこうという話も最初にあつたと思いますので、その辺は柔軟にお考えいただきたいなというところはあります。

それともう一つ思ったのは、ここにあるように、くるみん認定も期間は2年以上5年以下であることが必須ということで、最短でも2年の期間——もしかしたら頑張つて取ろうとしている人がいるのかもしれないですけれども、その人たちが、せっかく取つたのに、今年からこれはなくなってしまうのかといったときにどうするのかというのもありまして、えるぼし認定だったら2点とか、届出だったら1点とか、そういうことになるのかなと考えながらお話を聞いていました。

以上です。

○会長 加点の内容については次回の委員会で議論するというところでよろしいでしょうか。

○事務局 次回御提案で、今おっしゃつたとおりのことを事務局でも考えています。認定と届出によるものは差をつけるつもりでいます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 今回報告の男女共同参画ではないですけれども、ほかの総合評価の加点項目の地域貢献の中で、災害協定を結んでいて加点、プラスアルファでいくと、協定に基づく実際の出動があつた場合に加点をしますという項目があるんですが、災害協定に基づいての出動は、よっぽどのがない限りないのではないかと思います。ただ、協定を結んでいる団体でも、ふだんから災害時に備えての様々な活動をされている団体や、そこに関わっている企業の皆さんも多

くいらっしゃるので、今すぐにとということではないですが、災害協定以外の活動にも何らかの評価点を今後検討いただければと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。今、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに限らず、総合評価方式でほかのところでも今後検討していくことがあるのではないだろうかということで、実際に評価点をどの程度取っているかということも含めて、今後、検討していくようにしたいと思います。事務局もよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。取りあえずはここで進めていくということを知ったということですか。

それでは、(5)令和4年度労働条件調査結果の御報告を事務局からお願いいたします。

(事務局 労働条件調査の報告)

○会長 それでは次に、5のその他ですが、冒頭ございましたけれども、副会長と〇〇委員から資料の提出がございますが、この趣旨につきまして、それぞれお願いしたいと思います。

○副会長 これは2023年8月8日の日経新聞の記事なんですけれども、区の庁舎建設に当たっている大成建設の現場の関係がここに出ておりましたので、お知らせです。

この記事は4月－6月期の大成建設の経営収支が11年ぶりの赤字になったと書いてあるんですが、2段目、売上高の金額は微減の3289億円だったけれども、首都圏で手がける大型建設プロジェクトのうち、東京都世田谷区の新庁舎施工などで工程の遅延があった、人員増、コストが膨らむことに備えて、工事損失引当金を計上したと。これは大成建設の経営上のことで、あれこれ言うつもりはないんですが、ただ、この件は、工事の遅延の案件でもありますし、それから、低入札価格調査制度の中で1度議論があったものが——その段階では適正な施工が可能だという認識の下に作業が着工されたわけですけれども、その後、インフレスライドやこうした形で遅延が出てまいりますと、それに伴って、現場の収支をバランスさせるために、下請、あるいは下請の労働者に対するしわ寄せが起きやしないかという危惧を抱かせる可能性があると思います。

入札監視委員会等で議論があったり、あるいは、遅延に関する特別の組織で議論もされているようですので、適正化委員会があれこれ介入するような明確な権限は乏しいと思うんですけれども、公契約条例の趣旨に沿いまして、不具合が生じていることに伴って、下請事業者や労働者にしわ寄せがいかないよう

な何らかの措置、経営努力、さらには、それが実現されているかどうかということ、公契約が示している各職型の労働報酬下限額などが遵守されているかどうかという面をきちっとチェックする必要があるだろうか。ただ、大成建設の工事現場だけが特別にハレーションを起こすようなことがあるとすれば、総合評価方式で行われる幾つかの工事をサンプリングしていくことで、その干渉を少し和らげながら、変更に伴って事業者に不適切なしわ寄せがいかないような配慮が必要なのではないかと危惧しているということで、この記事を読ませていただいたということです。

その意味で、この案件について、工事額も大きいわけですし、工期も長いので、できるだけ適切な施工が遂行されるように見守っていく必要があるのではないかという意識を持っているということです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

この点について何か事務局からございますでしょうか。

○副区長 大成の件ですけれども、御案内のとおり、1期工事で当初8か月遅れるというものが出てきて、その上で、2期、3期を含めると、トータルで22.5か月遅れるという大成の報告がこの間示されました。なので、全ての本庁舎が令和9年に竣工する予定だったんですけれども、それによると11年にずれ込むと。

今、大成が出してきた22.5か月遅れるというものを、第三者的な学経の方にも御協力いただいて、検証しているところです。本当に22.5か月遅れることが妥当なのかどうかという段階で、その結果が出次第、情報は提供させていただきたいと思います。

この遅延によって区民の負担を生じさせないというのが区の基本的なスタンスです。というのは、損害賠償なり、遅延に伴う費用は先方に負担させるというスタンスです。それに伴って、今、副会長からも御指摘いただいたとおり、この混乱に乗じて、下請とか労働者の方に過度な影響がないように要請をしていきたいと思えますし、今、22.5か月そのものの検証の過程でもあるので、これ以上のものは持ち合わせていないんですけれども、進行管理する中で、その視点もしっかり持っていきたいと思えます。ありがとうございます。

○会長 公契約適正化委員会として着目すべきは、下請であるとか労働者にマイナスの負担が及ぶことがないように監督管理をしていただきたいというところかと思えます。

ほかの委員からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続いて、〇〇委員から令和6年度の労働報酬下限額についてということで書類が提出されておりますので、〇〇委員、お願いします。

○委員 別紙でお配りをさせていただいております意見書ですが、1、2については、この後の労働報酬専門部会で御報告をさせていただきますので、裏面の3、4についてご説明いたします。まず、3の公契約条例および入札契約の実態調査ということで、この条例が始まって8年経過し、9年目に入ったということで、この間、労働報酬下限額の引上げや事業所労働条件調査、また、下限額周知カードなんかも配って、実効性を担保する取組も進めてきたところです。さらに言うと、先ほど来、議題になっていました建設工事、総合評価、また、委託における変動型最低制限価格制度で、いわゆるダンピングの排除も行ってきたところです。

この間の公契約条例や入札制度改革の取組によって、実際に公契約で働いている方の賃金や労働条件がどのように変化をしているのか、効果が出てきているのか、また、受注されている事業者さん——これは元請、下請を含めて、実際に公契約条例で受けた影響なんかをそろそろ意見把握、実態調査をして、今後の運用や制度改善に生かしていったらどうかと考えております。既に公契約条例を制定している各自治体、例えば足立や千代田——今、新宿はやっている最中のようなのですが、アンケート調査等を実施されているところです。ですので、世田谷区においても、今年ということではなくて、来年度、ちゃんと予算を組んでいただいて、労働報酬下限額の適用になっている建築、委託業務を中心に、元請・下請事業者さん、そして、働いている方へのアンケート調査を実施していただきたいと考えております。

ちなみに、足立は昨年調査をして、今年の5月に報告書が発表されておりますが、事業者では136社、労働者では1400人ぐらいの方を対象に、結構踏み込んで、賃金の金額等も調査されて、60ページぐらいの調査報告書がホームページに全部アップをされています。自治体によってアンケートの内容も大分——意識調査ぐらいで終わっているところもあれば、結構踏み込んでいるところもありますので、世田谷の実態に合わせた調査をしていただきたいと思います。

4は、今、〇〇先生から御指摘があったものとほぼ同じなんですが、本庁舎整備工事で大成建設が22.5か月の延伸を申告したということですが、そもそも本工場の契約に当たっては落札率が86.37%ということで、低入調査の対象にもなり、それでもやれますということで決定をしたと。

ちなみに、昨年7月に大成建設が全体スライド条項で53億の増額申請をしたんですが、実際に承認されたのは24億、半分ぐらいしか承認をされていません。

大成建設の工場の遅れの理由になると、今後、スライド条項を使うというのは厳しくなっていくのかなと思っています。今後、急激な物価上昇があったとしても、本工場ではスライド条項が使えない可能性が高いと考えております。こうなると、さらに下請企業や労働者へのしわ寄せが懸念をされると考えてお

ります。

昨年ですか、私はこの会議の中でも、本来、本工事は世田谷区の最大プロジェクトなので、公契約条例のモデル事業にするべきだという御提案もさせていただいたんですが、このような状況になってしまうと、契約時の低入札価格調査委員会の報告書にも記載がありますが、低価格で落札しているからこそ、下請事業者にしわ寄せや粗雑工事が生じないように、入札監視委員会、そして、公契約条例の観点からも、工事の進捗や現場管理を徹底することが付記されているところです。

ということで、どういう関わり方をするかはあれですが、公契約適正化委員会としても、本工事に関しては注視していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

4の件に関しましては、公契約適正化委員会としても、より注視をしていく必要があるというところかと思えます。

3の実態調査を実施してはどうかということについては、事務局、いかがでしょうか。

○事務局 御指摘いただいた点については、全てそのとおりでと思っています。実施状況については、結局、現場の生の声、事業者の立場、労働者の立場、その他、そのカテゴリーに限らない話も含めてモニタリングするということが行政として当然大事なので、どういう形でやるかはともかくとして、具体化させていきたいと考えています。その上で、これは評価の中心的な事項の一つになると考えています。

あと、庁舎の件は、先ほどの新聞記事にも関連しますが、区民の立場からすれば、何で大成の失敗を税金で賄わなきゃいけないのかというのは当然の話です。また、スライド条項の話がありましたけれども、自分たちの見積りの失敗で延びた工期の部分のスライド条項なんかを適用できるはずがないです。それは結果として大成の損失になる。だからといって、それを労働者につけ回しするようなことがあっていいはずがないし、それは大成も当然分かっているでしょうから、その履行についてはしっかりチェックしていくという両面が必要なのかなということで、今後とも、会長おっしゃるように、そここのところはしっかり厳しい目で見ていくんだということは当然だと思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様からございますでしょうか。

○委員 状況の説明なんですけれども、2期、3期の期間が妥当であるかどうか

そういうのを評価委員会がこれからやると思うんですけども、可能性として、2期、3期を大成がやらないという可能性はあるんですか。

○事務局 22.5か月が妥当かどうかというのは、しっかり検討させていただきます。

また、この事業者ではできないなどという、そんな短絡的な結論を出して済む話ではないとも思っています。ですから、ただ単に放り出したり、拒否したりということではなくて、現実的に必要な期間をしっかりと見極めて、その上で責任を持った施工をさせるというのが、区としての区民の利益を考えたときの第一義的な選択肢かなと思っています。

○委員 私が思ったのは、大成が違約金を払って下りちゃうという選択肢が出てくるのではないかと。というのは、約2年間延びて、なおかつ、スライド条項の適用がないということ、企業の判断として、この際、施工をやめるみたいな選択肢が出てくる可能性がないとは言えないような感じがしたので、要するに、区として責任を持ってやらせませうということじゃなくて、逆に言うと、違約金を払ってでもやめちゃうみたいなことも想定しているのかなということ、質問したかったんです。

○事務局 将来の可能性ということにおいて、絶対的に何々であるということ、を確定的に言うことは難しいとは思いますが、これだけ新聞記事にも連日のように載って、テレビにまで報道されて、上場している大企業、ゼネコンのベストファイブの中に入ってくる大企業が、世田谷区の90万区民が見ている中で、仕事を放り出してしまったときの企業ブランドとしての損失は、当然、株価もあるわけですし、株主総会もあるわけですし、それを放り出すというのは結構ハードルが高いんじゃないかなと思います。違約金という法律的に一方的に負けを認めるような内容でそれをやって果たして済むかどうかということは、そう簡単なことではないのかなと考えます。

○委員 分かりました。

○会長 本庁舎の話ではないですが、当該企業は海外工事で数百億の損益を出して、それをかぶっても工事をした会社ですので、大丈夫だと個人的には思っております。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、何か事務局のほうから事務連絡がございましたら、よろしく願いします。

○事務局 では、先ほどございましたけれども、第2回の委員会につきましては、10月下旬から11月上旬頃をめどということで、また皆様には日程調整をやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それと、この後の労働報酬専門部会ですが、部会員の皆様には、この後、指

名通知をお渡しさせていただきたいと思います。離席されている場合には机上配付させていただきますので、御了承ください。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次回の委員会への御出席をよろしく願います。

本日の委員会は以上をもちまして閉会いたします。

この後は労働報酬専門部会がございしますが、11時の予定が延びてしまいまして、柱の時計で十二、三分ですが、それでは、11時20分から労働報酬専門部会を開催するというので、よろしく願います。

午前11時12分閉会